2 文 科 高 第 1341 号 医 政 発 0331 第 71 号 令 和 3 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 国 公 私 立 大 学 長

殿

厚生労働省医政局長(公印省略)

文部科学省高等教育局長 (公印省略)

文部科学省初等中等教育局長 (公印省略)

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(令和3年文部科学省・厚生 労働省令第3号)については、別紙のとおり、令和3年3月31日付けで公布され、 令和3年4月1日より施行されます。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを御了知いただくとともに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長及び各国公私立大学長におかれては、貴管下の学校養成施設及び関係団体への周知を行っていただくようお願いします。

なお、本通知の「第2 施行期日等」の「2 その他」における歯科技工士養成所 に係る事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 第1 歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正

#### 1 改正の趣旨

歯科技工士学校養成所指定規則(昭和31年厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)第2条においては、文部科学大臣又は都道府県知事が行う歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)第14条第1号に規定する歯科技工士学校又は同条第2号に規定する歯科技工士養成所(以下「養成施設」という。)の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、1学級の定員を定めているが、今般、入学者数の現状等を踏まえた上で、教育効果を向上させる観点から、所要の改正を行った。

#### 2 改正の内容

指定規則第第2条第5号を改正し、養成施設の指定基準における1学級の学生 又は生徒の定員について、現行の「10人以上」という下限を撤廃するとともに、 現行の「35人以内」という上限を「30人以内」に改めた。また、改正後の「30人以内」という上限については、授業の方法及び設備等の教育上の諸条件を考慮 して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではないこととした。

#### 第2 施行期日等

1 施行期日 令和3年4月1日

#### 2 その他

改正後、指定規則第2条第1項に基づく指定の申請及び第4条第1項の変更の 承認の申請を行うに当たって、1学級の定員が省令に定める定員数を超過する場合は、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあっては、変更を行おうとする日)の6か月前までに、別添の理由書を、歯科技工士学校の場合は文部 科学大臣、歯科技工士養成所の場合は設置予定地(変更の承認にあっては養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。

なお、この省令の施行に際し現に指定を受けている養成施設において、1学級の定員が省令に定める定員数を超過して既に指定又は承認を受けている場合にあっては、令和3年7月1日までに別添の理由書を、歯科技工士学校の場合は文部科学大臣、歯科技工士養成所の場合は養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

また、都道府県知事は当該理由書を確認したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告すること。

### 理由書(第2条第5号関係)

養成施設の名称												
設置者	名称											
	住所	₸										
	電話番号											
	FAX 番号											
開設·変更予定 年月日	年 月 日授業開始											
定員等	1学級定員	名	年課程(昼•夜)									
授業の方法及び設	備等、教育効	果を十分に挙げられる	とする理由。									

0

D

O



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

政

目

令

〇公害健康被害の補償等に関する法律 〇電気事業者による再生可能エネル ギー電気の調達に関する特別措置法 施行令の一部を改正する政令(七四) 施行令の一部を改正する政令(七三)

239

## 仓

〇個人情報保護委員会事務局組織規則 〇内閣府聴聞手続規則の一部を改正す 〇沖縄総合事務局組織規則の一部を改 〇公共施設等運営権登録令施行規則の 正する内閣府令(同二〇) る内閣府令(内閣府一八) 一部を改正する内閣府令(同一九)

# [府令・省令]

の一部を改正する命令 式会社商工組合中央金庫法施行規則 (内閣府・財務・経済産業三)

1

〇特定目的信託財産の計算に関する規 則等の一部を改正する内閣府令 の一部を改正する内閣府令(同二一)

(国)

〇経済産業省・財務省・内閣府関係株

Л #7

5 (復興庁・国土交通一) 箵 仓

○郵便法施行規則の一部を改正する省 令(総務二九)

〇地方公共団体金融機構の財務及び会 令 計に関する省令の一部を改正する省 (同三〇)

卆

する省令 (同一七)

壽

三ページに掲載されています。

本日公布された法令の「あらまし」は、

妄

〇経済産業省関係総合特別区域法第五 る命令の一部を改正する命令 係る省令の特例に関する措置を定め 十三条に規定する政令等規制事業に (内閣府・経済産業一)

〇沖縄振興特別措置法第六十六条第五 る中小企業等経営強化法第十四条第 する命令(同二) の申請等に関する命令の一部を改正 項の規定により読み替えて適用され 一項に規定する経営革新計画の承認

〇中小企業等経営強化法第三十一条第 部を改正する命令(同三) を行う者の認定等に関する命令の 項に規定する経営革新等支援業務

究

# 復興庁令

〇東日本大震災復興特別区域法施行規 則及び福島復興再生特別措置法施行 規則の一部を改正する庁令 (復興庁二)

〔復興庁令・省令〕

Τu

〇国土交通省関係福島復興再生特別措 命令の一部を改正する命令 を受ける産業復興再生事業を定める 令の特例に関する措置及びその適用 置法第六十一条第三項に規定する省

〇学校教育法施行規則等の一部を改正

盎

〇国立教育政策研究所組織規則の一部 を改正する省令 の一部を改正する省令(同一五) に関する法律施行規則の一部を改正 (同一六)

37

氕

〇戦傷病者等の妻に対する特別給付金 〇容器包装に係る分別収集及び再商品 令の一部を改正する省令 (同一二) 行する国債の発行交付等に関する省 支給法第四条第二項の規定により発 化の促進等に関する法律施行規則の 部を改正する省令

産業・環境一) (財務・厚生労働・農林水産・経済

〇特定先端大型研究施設の共用の促進 〇科学技術・学術政策研究所組織規則 する省令 (文部科学一四)

=

〇国民年金法施行規則等の一部を改正

3tt

する省令(同六六)

푱

〇法務省聴聞規則の一部を改正する省 令 (法務一八) 魔・経済産業・国土交通・環境二) (総務・財務・厚生労働・農林水

○財務省聴聞手統規則の一部を改正す 〇司法試験法施行規則の一部を改正す る省令 (財務) 一) る省令 (同一九)

3

部を改正する命令

(文部科学・経済産業・原子力規制

〇戦傷病者等の要に対する特別給付金 令 (厚生労働六四) 支給法施行規則の一部を改正する省

葁

○国民健康保険の調整交付金等の交付 ○国民健康保険の事務費負担金等の交 改正する省令 (同六五) 額の算定に関する省令の一部を改正 付額等の算定に関する省令の一部を 霻

する省令 (同六七)

(以下次のページへ続く)

**P**39 〇令和二年度から令和六年度までにお を改正する省令(総務・財務一) ものとする金額を定める省令の一部 十四条の規定により国に帰属させる ける地方公共団体金融機構法附則第

〇地域経済牽引事業の促進による地域 引事業の促進による地域の成長発展 引事業に関する省令及び地域経済産 第十八条に規定する承認地域経済産 の成長発展の基盤強化に関する法律 る省令の一部を改正する省令 に規定する承認連携支援事業に関す の基盤強化に関する法律第三十三条

〇国立研究開発法人日本原子力研究開 〇歯科技工士学校養成所指定規則の 令の一部を改正する省令 発機構の財務及び会計等に関する省 部を改正する省令(同三

0

홋

풒

〇国立研究開発法人日本原子力研究開

(文部科学·経済産業一)

発機構の業務運営に関する命令の一

릂

〇臨床検査技師学校養成所指定規則の Ξ

一部を改正する省令(同二)

픙

の一部を改正する省令

(文部科学・厚生労働一)

〇診療放射線技師学校養成所指定規則 美

する省令 (同一九)

に関する法律施行規則の一部を改正

8

〇美術品の美術館における公開の促進 令の整備に関する省令(同一八) 法律の施行に伴う文部科学省関係省 〇科学技術基本法等の一部を改正する

三

	-	令和 3	3 4	F :	3 .	月	31	日水	:曜日	3	官	報				(	号名	ト第74号)	34
この省令は、令和三年四月附則	六~九 (略)	/3 (曜)	E	4	第二条 (格)	(指定基準)		歯科技工士学校養成所指定2	育斗をことを交換し行う	令和三年三月三十一日 ・	2 文部科学大臣又は都道府	更の承認の申請をすることができる。 項(令第十七条の規定により読み替り 第三条 新規則別表第一及び別表第二	かわらず、なお従前の例に、な技能を修得中の者に係るに	第二条 この省令の施庁の祭司(経過措置)	自令は、	聊	削	その他の実習	
令和三年四月一日から施行する。		11.7	まな、一学級三十人以内であること。と言う、				改正	技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第		令和三年三月三十一日歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第九条第一項の規定に基づき、厚生労働省令第三号	疋及び変更の承認は、この省会県知事は、前項の申請があった	ができる。 り読み替えて適用する場合を会別表第二に定める教育の内容に	なお従前の例によることができる。 (得中の者に係る教育の内容については、この省)	現に臨末検査技師等に関する法	令和三年四月一日から施行する。				
		411	こと、受能の方法及び商役、役				後	歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。			この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、	1む。次項において同じ。)の変更の承認について、臨床検査技師等に関する法律に	合による改正後の臨床検査技師学校養法	(第(昭和三十三年法律第七十六号) 第-				(株子の根を含) (株子の根を含) (株子の根を含む。) (株子の成びその税明(株香手順を含む。) (株子)の思考への説明(株香手順を含む。) (株子)の思考への説明(株香手順を含む。) (株子)の思考への説明(株香手順を含む。) (株子)の思考への説明(株香手順を含む。) (株子)の思考への説明(株香手順を含む。) (株子)の思考では、「また」の表表を表表して、「また」の表表を表表して、「また」の表表を表表して、「また」の表表を表表して、「また」の表表を表表を表表して、「また」の表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を	メンテナンス作業(免疫学的検査、
	六~九 (略)		五字	4	第二条(络)	(指定基準)	改正前	(傍線部分は改正部分)	厚生労働人大臣田村、憲人	歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。	いても、令第十条第一項又は第十二条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。	更の承認の申請をすることができる。 項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変 三条 新規則別表第一及び別表第二に定める教育の内容について、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という。)第十条第一項の指定又は令第十二条第一	かわらず、なお従前の例によることができる。 び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則(以下「新規則」という。)第二条第三号及び第四号並びに別表第一及び別表第二の規定にか	十五条第一号の指定を受けている学校又は臨末検査技術構成所において臨末検査技術として必要な知					